

令和5年4月9日

春日市長 井上 澄和 様

春日市長等政治倫理審査会
会長 在澤 英俊

審査結果報告書

令和5年2月1日付で受理され、同年2月9日付で付託された審査請求について、次のとおり審査結果を報告する。

1 審査請求の対象となった者

井上 澄和春日市長
井上 芙貴子氏（春日市長の配偶者）

2 請求内容

資産等報告書に記載漏れ、あるいは虚偽記載の疑いがある。

3 審査の経過

（第1回審査会）

日時 令和5年3月6日（月）午後3時30分から

場所 春日市役所207会議室

内容 審査請求の適否の認定、事務局説明、委員間討議

（第2回審査会）

日時 令和5年3月28日（火）午後4時から

場所 春日市役所207会議室

内容 審査会意見のとりまとめ、審査結果報告書の適否について採決

4 審査結果及びその理由

（1）審査結果

配偶者の資産報告書に記載漏れがあったことを認める。

（2）理由

井上 芙貴子氏は、配偶者である井上澄和市長から、毎年状況に応じて贈与を受けていたが、資産等報告書に記載していなかった。夫婦間の金銭贈与についての認識が不足していたものであり、本人もそれを認めている。

5 審査会の意見

今回の請求内容は、井上澄和市長及びその配偶者の資産等報告書への記載漏れ、あるいは虚偽記載の疑義に係る調査である。この点に関して、春日市長等政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条に規定する「政治倫理基準」とは、市長等が企業、個人、団体等のために有利な取り計らいをしたり、その地位を利用して、寄付等や金品を授受することなどがないように求めたりしているものである。これを担保するために、条例第4条で、市長等は、毎年の資産、地位及び肩書、前年1年間の収入、贈与及びもてなし並びに税等の納付状況の報告書（資産等報告書）を提出することになっている。つまり、資産等報告書は、市長等という地位にあることによって、不当に利益を得ていないか、ということを確認するため、市長等のプライバシー権を制限して提出を義務付けているものである。

そのため、条例に基づく当審査会の役割としては、提出された資産等報告書を精査することが原則ではあるが、今回の市民からの調査請求に応えるため、条例第10条第2項の規定に基づき、平成28年度から令和4年度までの支出が分かる書類及び配偶者に対する贈与額が分かる書類を提出するよう市長に要請したところである。この要請に対して、市長からは3月13日付けで回答書及び社会保険料の支払額を示した資料を受領した。

以上の資産等報告書及び市長の文書による回答、また、市長に対する事務局の聞き取り内容、これらの資料を基に当審査会で請求内容について審査したところ、配偶者の資産等報告書に贈与収入の記載漏れはあったものの、虚偽に当たると思料される事実は見受けられなかった。

調査請求人が疑義の根拠とする市長の資産の減少については、資産等報告書に記されている範囲においては、指摘する事項は見当たらなかった。条例上、支出に関して資産等報告書に記載を求められている項目は、原則として税金及び公的な料金を適切に支払っているかどうかを確認する必要があるためであり、それ以外の個人的支出については、個人の生活にかかるものであり、その内容は公職選挙法等関係法令に反しない限りは問われない。

配偶者の贈与収入の記載漏れについては、意図的とは認められないことから、条例第3条第1項に規定する政治倫理基準に反するものではない。今後、市長という立場上、資産等報告書の作成にあたっては、細心の注意を払い、正確に記載することを求める。

春日市長等政治倫理審査会委員名簿

氏名	選出区分	備考
在澤 英俊（会長）	有識者	久留米大学法学部准教授
高橋 康文（副会長）	有識者	司法書士
内田 勝基	有識者	税理士
岸本 大樹	有識者	弁護士
伊佐 智子	有識者	久留米大学法学部講師
高田 龍雄	市民	
中村 一男	市民	

令和5年3月10日

春日市長 井上 澄和 様

春日市長等政治倫理審査会会長 在澤 英俊

春日市長等政治倫理審査会審査における必要書類の提出について（依頼）

このことについて、春日市長等政治倫理条例第11条の規定に基づき、下記の通り必要書類の提出を求めます。

記

- 1 提出書類 (1) 平成28年度から令和4年度までの支出が分かる書類
(2) 配偶者に対する贈与額が分かる書類
- 2 提出期限 令和5年3月14日（火）

令和5年3月13日

春日市長等政治倫理審査会会長 在澤 英俊 様

春日市長 井上 澄和

春日市長等政治倫理審査会審査における書類の提出について

このことについて、下記のとおり回答します。

記

1 平成28年度から令和4年度までの支出が分かる書類

別紙のとおり、資産等報告書に記載項目のない社会保険料の支払額を提出します。証拠書類については、事務局に対して源泉徴収票又は確定申告書の写しを提出しました。

2 配偶者に対する贈与額が分かる書類

これまで、夫婦で一の家計管理を行っており、夫の収入を妻が消費することに贈与という認識を欠いていました。よって、資産等報告書に記載漏れがあったことを認め、資産等報告書の補正をお願いします。日々の生活費と贈与金について、明確に区分けしているものではないため、特段の証拠書類は残っていませんが、金額については毎年110万円の範囲内であったと考えます。

資産等報告書に対する修正依頼

令和5年4月9日

令和5年3月28日に開催された令和4年度第4回春日市長等政治倫理審査会において、市長から配偶者への贈与額について、金額を明らかにするよう求めたが、市長からは「これまで日々の生活費と贈与金について、明確に区分けしておらず、特段の証拠書類が残っていないため、裏付けとなる資料等がないか再調査中です」との回答があった。

贈与金額については、可能な限り明らかにし、資産等報告書を修正するよう審査会として引き続き求めるものである。

参 考 意 見

春日市長等政治倫理審査会は、令和5年2月1日付け審査請求書に係る審査結果報告書を市長に提出するにあたり、一部の委員から次のような意見があったため、参考とされたい。

【A 委員・B 委員・E 委員】

春日市長等政治倫理条例及び審査会の役割について

資産等報告書は、市長等という地位にあることによって、不当に利益を得ていないか、ということを確認することが基本であり、支出については、公的な税金、料金を適切に支払っているか、のみが問われている。それ以外の個人的な支出については、公金でない以上、市長等としても、個人の生活があり、用途は自由である。そこに政治倫理審査会が立ち入ることは、個人のプライバシーの領域に踏み込むことになり、条例上の役割を超えている。よって、現行条例において資産の減少を審査するには限界があるといえる。

【C 委員】

1 疎明資料の提出について

資産等報告書による、報告内容の正確性を担保するため、疎明資料の添付を要望した。これらは、現行の条例及び規則において、義務ではないが、収入については、確定申告書や収入証明書の写し、預貯金は金融機関の残高証明や通帳のコピーなど必要な証明書添付を施行規則に規定しておく必要がある。

政治倫理条例に詳しい『市民がつくる政治倫理条例』（斎藤文男著、2022年、公人の友社）45頁以下「資産公開」によると、資産公開については、自己申告では信憑性がないこと、たとえ故意でなくとも、脱落や誤記がしばしば生じること、等から、記載の真実性を裏付ける証明書の添付が必要である（53～54頁）、とある。

しかしながら、今回の審査では、住民からの疑義の請求があったにもかかわらず、社会保険料支払い額以外はなく、確定申告書の写し、並びに、通帳の残高証明書等の裏付け資料が何も提出されず、条例第3条第2項の「市長等は、政治倫理基準に反する行為として政治的又は道義的批判を受けたときは、誠実に疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。」という規程の努力義務を満たしているとは思われない。今回の審査は、市長による自己申告の資産公開情報だけをもとに審査しなければならない状況であったのであるから、「虚偽があったかどうか」の審査は実質的に不可能であると言わざるを得ない。

そもそも、市長は市民に疑念を抱かせることのないよう、自ら積極的に自己の資産情報を真摯に公開することが、政治倫理向上のために必要であることは論を俟たない。にもかかわらず、本委員会の調査に対して、市長から十分な協力があつたとはいえない。

2 給与の使途について

市長の給与の使途についての説明資料の提出を要望する。現行条例及び規則においては、支出について明らかにできるのは、税金や水道料金の支払いのみである。給与の使途については、プライバシーの範囲かどうかの問題となるが、市長は公人である以上、プライバシーも公益による制約を受ける。

収入（給与）の使途について、住民の主張に寄れば、市長はこの7年間、概算で2億円近い収入があり、課税、公共料金、社会保険料等の支出を除いて、そのほとんどが「生活費」として説明されてきた。当審査委員会でも、高額な生活費という説明が合理的なものかが争点となった。このようなものは一般の市民感情からは、理解しがたい。支出に関して、可能な限りの説明資料を求めたが、社会保険料の支払い額以外、他の説明資料の提示はなく、市長から調査への十分な協力があったとは思われない。市長の収入が、政治資金規正法ならびに公職選挙法等に反する形で不正に使用されていないか、をある程度明らかにする必要があるため、適切な説明資料を提出していただくことを要望する。

3 配偶者の贈与額の修正について

井上英貴子氏は、配偶者である井上澄和市長から、毎年状況に応じて贈与を受けていたが、資産等報告書に記載していなかった。今回の調査により、夫婦間の贈与の説明があったため住民の調査請求内容にある通り、少なくとも過去に遡り、贈与額について適正な修正を求める。また、贈与税非課税を超えるものについては、税務署への申告と税金を支払うことを求める。

【D委員・E委員】

贈与は記載する必要がある。記載漏れについては、意図的とは認められない。今後、正確に記載することを求める。

条例第1条「公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与する」ため、このことを正確に今後引き継ぐには、「春日市長等政治倫理条例による資産等報告書 提出及び記載要領」に明記する必要があると思われる。